

槽内清掃業務（大崎広域中央桜ノ目衛生センター）仕様書

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する槽内清掃業務（大崎広域中央桜ノ目衛生センター）に適用する。

第1節 計画概要

1 一般概要

本業務は、大崎広域中央桜ノ目衛生センターの各受入貯留槽等の沈殿物を除去し、処理効率の向上と放流水質の維持を目的とするものである。また、清掃残渣物は抜き取り後、大崎広域中央クリーンセンターへ搬出するものとする。履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務名 槽内清掃業務（大崎広域中央桜ノ目衛生センター）

3 履行場所 大崎市古川桜ノ目字新高谷地347番地

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

5 支払方法 業務完了後一括払い

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり受注者は、他の設備への業務による影響を少なくする為にも設備を熟知し、また本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要事項又業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2 疑義

本仕様書について履行中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し決定するものとする。

3 変更

本仕様書については、原則として変更は認めないが、ただし発注者と受注者の協議により変更する場合はこの限りではない。

第3節 業務内容

1 槽内の沈殿物（砂泥等）の抜き取り、清掃業務

- (1) 上澄液、槽内沈殿物(砂泥等)、洗浄水の抜き取りは吸引車で行い、槽内清掃については高圧洗浄とし、槽内の異物はすべて取り除くこと。また、余分な水の使用は極力抑えること。
- (2) 清掃後は槽内の水洗いと、槽内配管等が設置されている場合はその清掃も実施する。

2 抜き取り物（沈殿物、上澄液、洗浄水）の搬出業務

(1) 清掃によって生じた洗浄水及び清掃前に吸引した汚泥は、大崎広域中央クリーンセンターへ搬出する（搬出の際は、発注者の指示に従うこととする）。

上澄液については、発注者と協議すること。

(2) 抜き取り物搬出は砂泥が対象であり、上澄液及び洗浄水が多量に確認された場合には、発注者が指定した場所へ排出することとする。

(3) 大崎広域中央クリーンセンターへの搬出時間は受付時間外とする。

3 清掃箇所及び抜き取り予定量と作業工程

(1) 清掃箇所及び抜き取り予定量

令和8年度 桜ノ目衛生センター槽内清掃箇所及び抜取予定量				
	清掃箇所	抜取予定量（m ³ ）		備 考
		沈殿物	洗浄水	
1	し尿受入槽	4.0	6.0	沈砂槽含む
2	浄化槽汚泥受入槽	2.0	3.0	沈砂槽含む
3	脱水機洗浄水再利用水槽	0.5	1.0	
4	ろ液槽	1.0	2.0	
5	脱離液ピット	0.5	1.0	
6	前貯留槽	10.0	15.0	
7	中継槽	1.0	2.0	
8	洗浄排水槽	6.0	1.0	
小 計		25.0	31.0	
合 計		56.0		

※別紙1・2参照

(2) 作業工程

本業務は3回に分けて実施することとし、作業日及び工程等については、発注者と協議の上決定する。なお、清掃箇所1～7は投入室である都合上、搬入の無い日（土、日、祝日等）に実施すること。

4 使用機材等

使用機材等はすべて受注者が準備すること。

5 その他

- (1) 受注者は作業工程について、発注者と十分な打ち合わせを実施し、施設の搬入業務にはできるだけ支障をきたさない作業工程を組むこととし、各槽の作業着手時間・順番等についても発注者と協議を行うこととする。
- (2) 清掃箇所等の抜取予定量については、あくまでも推計した量であることから、増減することがある。

第4節 保 証

1 保 証

作業中に生じた破損等は、受注者の負担において速やかに補修、改善もしくは取替えを行わなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

2 正式引渡

業務完了後に発注者が検査を行い、その結果に基づいて本業務を正式に引き渡しするものとする。

第5節 業務完了及び提出図書等

1 業務完了

受注者は清掃業務完了後、速やかに発注者（検査員）立会いのもとに完成検査を実施し、対象槽すべてが合格した時点で完成時提出書類を発注者に提出し完了とする。

2 提出図書等

受注者は、契約後下記図書等を作成し提出するものとする。

- (1) 契 約 時：消費税に関する届出書
 - (2) 着 手 時：着手届及び業務工程表、
管理技術者等通知書、経歴書
 - (3) 履 行 時：作業日報（当日の作業内容、作業員数、進捗率等を記入）
 - (4) 完 了 時：給付完了通知書、酸素及び硫化水素測定記録、
ガス検知器検査証、完成報告書、現場写真（履行前、作業中、履行後）
- ※指示がない場合は各1部の提出とする。

第6節 そ の 他

1 有資格者について

本業務履行にあたっての必要な資格は以下のとおりとする。

- (1) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者。

2 許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行する。

3 業務の基本的事項

本業務履行に際しては、次の事項を遵守するものとする。

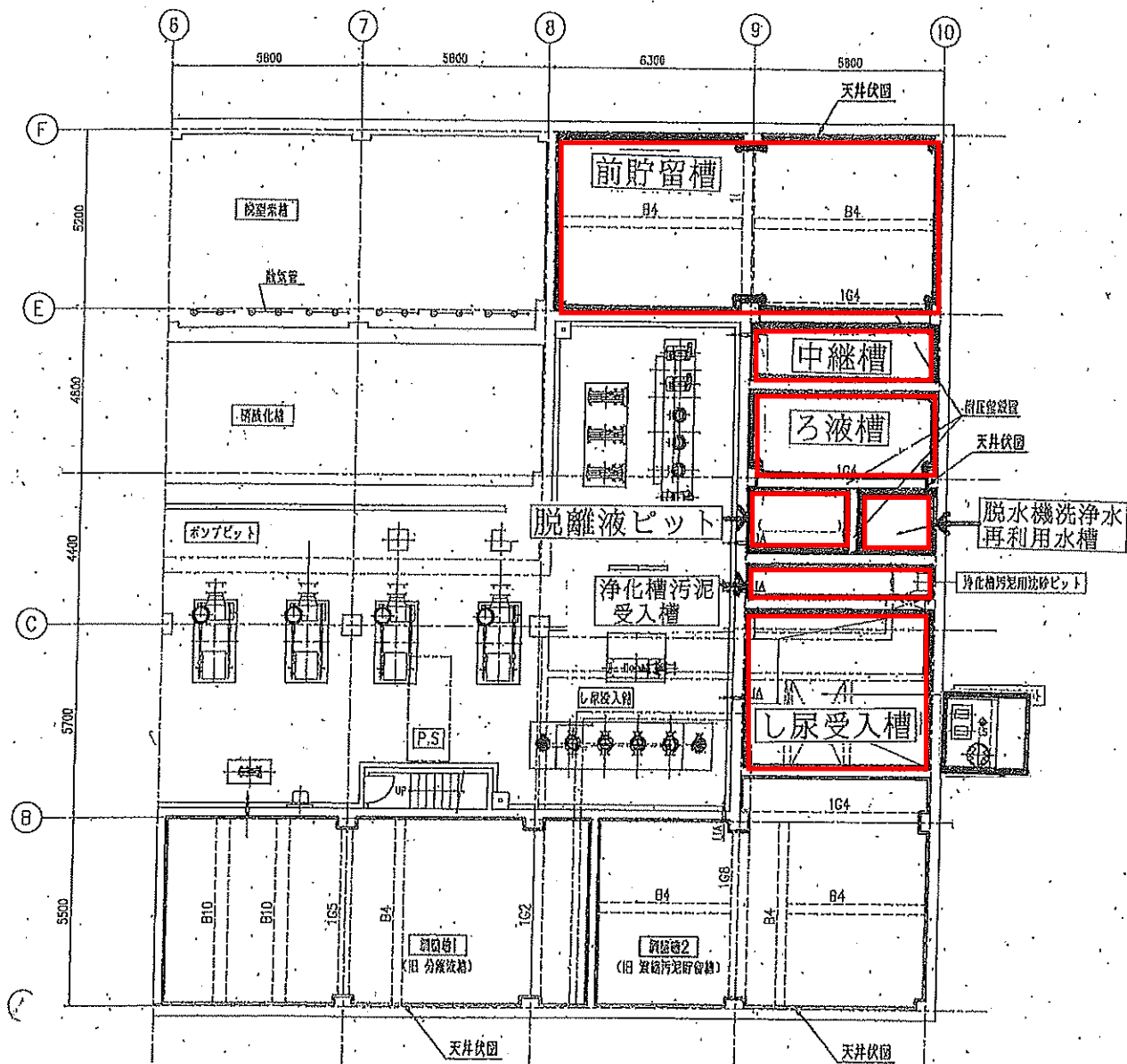
- (1) 受注者の作業にあたっては、安全に配慮留意し、関係法令を遵守するものとする。特に火気等の使用については、担当者と十分協議をすること。
- (2) 構内の換気と硫化水素等の測定を定期的実施し、記録を提出すること。
- (3) 制御盤の操作等については、発注者（検査員）立会いの下に行い、基本的に作業中は既設制御盤の電源を落とすものとする。
- (4) 資材置場、資材搬入路などについて発注者と十分協議し、周辺に支障が生じないように計画し、実施すること。また、整理整頓を履行し火災・盗難等の事故防止に努めること。
- (5) 他設備、既存物件等への損傷・汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

4 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適正に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

以上

別紙1



前貯留槽・中継槽・る液槽
脱水機洗浄水再利用水槽・脱離液ピット・調整槽1・2

250x500
300x600
300x600
400x800

納先	大崎地域広域行政事務組合 殿		
製図	第三角法	尺法	1/200
設計	水	図	入庫
審査			
図面番号		図面番号	
改訂	0	改訂	0

